

第2回

手当格差の放置に**要注意!!**

アルバイトにもボーナスが必要？有給休暇の消化義務は大丈夫？

# 働き方改革対策 徹底解説セミナー

参加費用  
無料!

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- 同一労働同一賃金とは何なのか分からない
- 非正規社員の、手当、ボーナス、退職金は、今のままで大丈夫か知りたい
- 自社の就業規則で、働き方改革に対応できるのかが不安
- 有給の取得義務についてどのように対応すればよいか困っている
- 今後祝祭日が増えそうでこのままで良いのか漠然とした不安がある

第2回

令和元年 **9月3日** **火** 15:00~17:00(14:30開場)テーマ **働き方改革対策**

ーアルバイトにもボーナスが必要？有給休暇の消化義務は大丈夫？ー

会場 **佐野商工会議所 3F 中会議室** (栃木県佐野市大和町2687-1)先着  
20名

第3回 11月 7日(木) 問題社員対応・外国人労働者(特定技能)対応 3つのポイント

~~第1回 7月11日(木) ハラスメント対策・人手不足対策~~ 好評につき終了いたしました

講師

上野俊夫法律事務所 **弁護士 上野 俊夫**

【講師プロフィール】

群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。

一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】

・群馬弁護士会、館林商工会議所

【講演歴】

・太田市役所

・群馬県社会保険労務士会 太田支部

・栃木県社会保険労務士会 県南支部 他多数

【メディア】

・読売新聞、毎日新聞、上毛新聞 他多数

お申込み・お問い合わせ先/上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL: 0276-56-4736 FAX: 0276-56-4735 URL: <http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/>ぐんまちゃん  
30-100667

※本書面は広告です。本書面もしくは本セミナーは、法律や判例に則った対応をお勧めするもので、それによって会社に困難な状況や不測の事態が起きることを防止することを目的としています。

# 人事問題による紛争は 企業経営の大きなリスクです

## ① 第2回セミナーのポイント！

01. 働き方改革の同一労働同一賃金とは？
02. 契約社員への退職金と諸手当の支払い命令、パートへのボーナスの支払命令を出した裁判例の解説
03. 有給取得の義務について、企業側に有利に取り扱う方法と今後増える祝祭日の取り扱い方法
04. 明日から実践できる3つのこと

昨年、働き方改革を受けて、非正規社員に諸手当が支払われていないことが違法とされた判決が出ています。今年に入ってから、非正規社員にボーナスや退職金を支払わないことを違法とする判決も出ています。

これらの判決を知らないまま対応を怠ると、思いもかけず裁判に巻き込まれる可能性があります。また、有給の取得義務について、企業に有利な規定等を整備しないと、思ってもみなかった大量の有給休暇を労働者に取得等されてしまうことになりかねません。

どのように対応すればよいかを、事例を見ながら、弁護士が具体的に解説いたします。

## 当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します！
- ④ 勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

参加費用  
**無料!**

## 参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ特典がございます。

- 01 無料法律相談（初回50分）
- 02 働き方改革に対応した就業規則作成アドバイス
- ▼さらに、当セミナーを機に顧問契約をお申込みいただいた企業様を対象に
- 03 無料での社内ハラスメント防止セミナー
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

セミナーのお申込みは下記記載の上、FAXで送信ください FAX:0276-56-4735

※各回先着20名とさせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

貴社名		ご担当者名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX	
メールアドレス			
希望されるセミナーに✓をつけてください。			
<input type="checkbox"/>	第2回	9/3 働き方改革対策	アルバイトにもボーナスが必要？有給休暇の消化義務は大丈夫？
<input type="checkbox"/>	第3回	11/7 問題社員対応・外国人労働者対応	3つのポイント
<input type="checkbox"/>	第1回	7/11 ハラスメント対策・人手不足対策	※終了しているため、テキストをお渡しいたします

お申込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL：0276-56-4736 FAX：0276-56-4735 URL：http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/

※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。